令和６年度
障害福祉サービス事業所
集団指導

令和７年３月

沖縄県 生活福祉部 障害福祉課

集団指導のねらい

- 集団指導とは、障害者総合支援法等に基づく事業者指導の一環として、事業所運営に係る障害福祉サービス等の提供に際し、特に注意していただく事項等をお伝えし、管理者の方に必ず御承知いただきたい重要な情報等を説明します。

- 今回の集団指導では、障害福祉サービス事業者の皆様に適切な運営を行っていただくため、令和７年度に向けての特に重要な事項、事業所運営での不適切な取り扱いに係る注意喚起等を行い、事業所内で共有していただく目的で実施します。

集団指導の項目と目次

1　共通事項
(1)運営指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
①運営指導の根拠、目的、進め方等　②運営指導での主な指摘事項等
(2)監査・行政処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(3)事業所の休止・廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
(4)サービス管理責任者・児童発達支援管理者について・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(5)情報公表制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
(6)補助事業の活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
①障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業　②障害福祉人材確保・職場環境改善事業
(7)障害福祉サービス事業所等相談窓口の開設について・・・・・・・・・・・・・・・・・31

2　個別事項
(1)地域連携推進会議について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
(2)就労継続支援B型における工賃支払について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
(3)児童発達支援プログラムの公表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

3　その他（依頼）
就労選択支援事業に関する参入意向調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

1　共通事項　（1）運営指導について

①運営指導の目的、根拠、進め方等

【目的、根拠】

運営指導は、障害者総合支援法第11条、児童福祉法第24条の15、第57条の３の２若しくは第57条の３の３の規定に基づき、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を目的に実施する。

関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行い、改善が必要な事項に対する指導や、よりよいケア等を促す助言等について、適切な指導を行う。不正の摘発が目的ではない。

◆　障害者総合支援法（厚生労働大臣又は都道府県知事の自立支援給付対象サービス等に関する調査等）

第十一条

２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

◆　児童福祉法〔報告の徴収等〕

第二十四条の十五　都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定障害児入所施設等の設置者若しくは当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者（以下この項において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児入所施設等、当該指定障害児入所施設等の設置者の事務所その他当該指定障害児入所施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

【実施主体】

国や沖縄県（障害福祉課・各福祉事務所）、市町村（中部広域市町村圏事務組合等）が実施

○運営指導の進め方　確認する内容

♦　事業所で準備する書類
・事前に提出する「事前調書・定員超過状況表」と添付書類、当日事業所にて準備する書類があります。事業所で準備する書類は、あらかじめ送付する通知文に記載します。

※　事業所の概要や利用状況等を記載した事前調書を実施前に提出。
給与や個人情報、支援記録等プライバシーに関わる書類や量が多い書類については、当日、現場にて準備。

♦　対応が求められる職員
・事業所運営について説明ができる者（管理者又はサービス管理責任者等）
・報酬に関する説明ができる方（請求事務担当職員）
・当日は面談形式で資料を見ながら説明をしていただきますので、担当職員の方は常に同席してください（全員待機する必要はありません。１対１で結構です）。

○運営指導の進め方　確認する内容

♦　運営指導で確認する内容

・人員配置基準を満たしているか、時間帯や曜日によって基準以下になることがないか。
・請求の算定に誤りがないか。加算の要件を理解した上で、要件を全て満たしているか。
・請求の根拠となる記録（利用日や利用時間、送迎、食事等の有無など）が整備されているか。
・個別支援計画に基づいた適切な訓練や療育を行っているか。
・苦情、事故、虐待・身体拘束、研修、避難訓練、利用者個々の支援記録等全て揃っているか。
・実施場所や配置職員を含め、届出の内容通りの運営となっているか。

※　監査ではないので、全数調査ではありません。
※　支援や事務の流れが適切かを確認していきます。

○運営指導の進め方　確認する内容

◆　基本的には、人員・設備・運営に関する基準が守られているか、報酬について誤った請求をしていないかを確認します。
◆　下記のハンドブックなどを元に確認を行います。
◆　特に、加算の要件については必ずハンドブックや報酬告示（留意事項）を確認してください。

事業者ハンドブック（報酬編）　　事業者ハンドブック（指定基準編）

○運営指導の進め方　運営指導後の対応

- 運営指導終了後、文書指摘が必要な場合は数日以内に文書指摘に関する通知文を送付するので提出期限内（概ね１か月以内を目途）に改善報告書を提出してください。

- その際、変更届出が必要なものについては、改善報告書の提出とは別に通常の手続きとして変更届出等を行ってください（改善報告書には変更届出書の写しを添付）。

- 運営指導当日確認できなかった内容については、後日追加で書類の提出を依頼することもありますのでご協力をお願いいたします。

- これまでの運営指導で指摘されていないが指摘があった場合も、真摯な対応をお願いします。

- 給付費を負担している国又は市町村についても同等の権限がありますので、県の運営指導とは別で運営指導・監査が行われる場合にはご協力をお願いいたします。（県の指導では指摘はなくても、国の検査、会計検査で返還等が命じられる場合があります）。

○運営指導の進め方　実地指導で指摘が見つかった場合

- ♦　基準（人員配置、設備）を知らなかった。
- ♦　報酬の内容を把握していなかった。
- ♦　加算の要件を知らなかった（前任がそう言った）。
- ♦　管理者（又は事務員、退職した職員）に任せていた。

⇒　沖縄県は、事業者に対して事業を指定をしているので、代表者が内容を把握していない等は考慮しません。

⇒　不適切な取り扱いが見つかった場合は、是正及び給付費等の返還を求めるとともに、意図的など悪質な場合は、指定の取消等の行政処分となる場合があります。

- ♦　人員配置については雇用契約書や給与明細や賃金台帳だけでなく、銀行の振込通知書の控えやオンライン明細の提示を求めることがあります。
- ♦　また、配置に疑義がある際は、後日、職員の住民票や源泉徴収票、所得証明書など公的機関が発行する書類等を確認することもありますので、ご協力をお願いします。

②運営指導での主な指摘事項等

(1) 人員に関すること

・児童発達管理責任者又はサービス管理責任者が必要な研修を受けていない。
・児童発達管理責任者又はサービス管理責任者が専従ではない（別の事業所又はサービスの児発管・サビ管を兼務している。）
・別事業所の職員が利用者を合同で支援し、人員配置を適切に分けていない。
・夜勤等の人員配置や加配加算を満たしているか確認できるシフト表になっていない（例：夜間支援員や看護職員の加算など。）
・事業所ごとに条例及び規則で定める基準により従業員を配置しなければならず、あわせて適切に配置していることが分かる書類（タイムカード等出退勤が確認できる書類）を整備・管理しなければならないが、これら書類・記録が確認できない。
・指定申請書又は変更届出書に記載されている人員配置になっていない。

♦　人員配置については、職員の入れ替わりの都度、要件等を確認すること。
♦　別法人の事業所での同一時間帯の兼務は、認められません。

②運営指導での主な指摘事項等

(2)報酬に関すること

・福祉専門職員配置加算等で、対象外職員を加算算定の計算に含めている（サビ管や非常勤、対象外職種等）
・職員の入れ替わりで加算の区分が変わったり要件を満たさなくなったが、そのまま算定している（福祉専門職員配置加算や指導員加配加算など）
・食事提供体制加算について、下記を実施していない。
① 管理栄養士若しくは栄養士が献立作成に関わっているまたは、そのいずれかが栄養面について確認した献立である、② 利用者ごとの摂食量を記録する、③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録する
・工賃向上計画が未作成にも関わらず当該加算を請求している。
・送迎加算について、送迎を行っていない利用者に対しても当該加算を請求している。
・記録が必要な加算にも関わらず、適切な記録をしていない（欠席時対応加算など）

♦　毎月、請求の際に加算要件を全て満たしているか確認すること。加算要件に変動が生じる場合には、変更届出を行うこと。

②運営指導での主な指摘事項等

(3)　個別支援計画に関すること

・個別支援計画の原案を作成していない。個別支援計画がサービス利用開始後に作成されている。
・個別支援計画が作成者が不明で、サービス管理責任者が作成していることが確認できない
・個別支援計画を更新時（一年毎）に作成しているが、６月に１回以上の見直しがされていない。
・個別支援計画の原案について、利用者（保護者）へ説明し、同意を得ているとのことだが、その記録が確認できない。
・アセスメントの際に利用者に面談していない。
・個別支援計画を作成するための職員会議を行っていない（記録がない）。
・未達成の目標が続いているのに支援方法に改善がない。
・個別支援計画の内容を支援員等が把握せず、記載のない支援を行っている（施設外就労等）。
・令和６年４月より、個別支援計画を見直し又は作成する際には、個々の標準的な利用時間を定めなければならないが、標準的な利用時間を定めていない。

♦　利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する必要があります。
♦　個別支援計画に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、「個別支援計画未作成減算」が適用されることがあります。

②運営指導での主な指摘事項等

(4)　定員に関すること

・毎月の利用状況を確認したところ、利用定員（10人）を超えてサービス提供を行っている。
・利用定員（10名）に対し、１日当たりの利用人数が利用定員の150％を超過しているが、定員超過利用減算を適用していない。

- 定員については「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」以外、超過は認められていません。
- 「減算の適用がない」ことは、「その範囲までは定員を超過してよい」ではありません。
- 定員超過利用減算の対象ではなくても、慢性的に定員を超過する場合は指導の対象となりますので、定員の範囲内で運営するか、利用定員を増やすか、いずれかの対応が必要になります（理由がある場合で一時的であれば可）。
- 定員を恒常的に超過するにも関らず是正しない又は指導に従わない場合は、報酬単価の差額分の返還だけでなく、行政処分の対象となる場合があります。

②運営指導での主な指摘事項等

(5)　運営等に関すること

・身体拘束等に係る取組について、下記の取り組みがなされていない。
①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期開催 、②指針の整備、③研修の定期的な実施、④やむを得ず身体拘束等を実施する場合の手続きについての記録様式の整備、⑤上記①開催後、従業者への周知徹底
・身体拘束について、事前に保護者等の同意がない又は個別支援計画に記載していない。
・身体拘束について、職員個人の判断で行っており、拘束の必要性や方法などを話し合う会議が開催されていない、又は身体拘束マニュアル等が活用されていない。
・身体拘束を実施した場合、時間、拘束理由、方法などの具体的な記録がない。
・身体拘束が常態化している（改善のための措置を行っていない）。
・虐待防止に係る取組において、下記取り組みがなされていない。
①虐待防止委員会の定期的な開催、②研修の定期的な実施、③虐待の防止のための担当者の設置 、④上記①開催後、従業者への周知徹底
・業務継続計画について、下記の取り組みがなされていない。
①感染症に係る業務継続計画の策定、②災害に係る業務継続計画の策定、③上記①及び②について、従業者への周知、④研修及び訓練の定期的な実施、⑤業務継続計画の定期的な見直し

②運営指導での主な指摘事項等

・感染症及び食中毒の発生及びまん延防止のための下記の取り組みがなされていない。
①感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期開催、②指針の整備、③研修及び訓練の定期的な実施、④上記①開催後、従業者への周知徹底
・非常災害対策の強化について、下記の取り組みがなされていない。
① 消火設備その他非常災害に際して必要な設備の設置、② 非常災害に関する具体的計画の策定、③ 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の整備 、④ 上記①、②及び③について、従業者への通知 、⑤ 避難、救出その他必要な訓練の定期的な実施
・障害福祉サービス事業者等は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないが、事業評価の実施が確認できない。
・生産活動に係る経費と事業費等を区分していない。
・施設外就労に係る企業との契約書類が確認できない。
・施設外就労において、直接処遇職員（職業指導員又は生活支援員）が随行していない。

♦　事業者が実施する義務があるものの中で、実施しなかった場合には減算等を行わなければならないものがあるが、減算等の有無に関わらず実施義務のあるのもは必ず実施すること。定期的な実施義務があるのもは、年間計画に位置付けるなどして確実に実施すること。

2　監査・行政処分について

○監査について

【目的、根拠】
　監査は、障害者総合支援法第48条及び児童福祉法第21条の５の22の規定に基づき、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容等が、同法における行政上の措置に該当する内容、若しくはその疑いが認められる場合と給付費の請求で不正等が疑われる場合（指定基準違反等）に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に行う。

◆　障害者総合支援法（報告等）
第四十八条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

◆　児童福祉法〔報告の徴収等〕
第二十一条の五の二十二　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であつた者（以下この項において「指定障害児通所支援事業者であつた者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

【実施主体】　沖縄県、市町村が実施

○行政処分について

監査の実施により、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定による指定基準違反等が認められた場合には、行政手続法に基づき次の行政上の措置をとることができる。

①勧告
　期限を決めて文書で基準を順守すべきと勧告

②命令
　勧告措置をとらなかった際に、期限を決めてその措置をとることを命令。命令した場合には公示

③指定の取消等
　指定基準違反等の内容が、同法の各条・各号で規定されたいずれかに該当する場合に、指定を取り消す、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する。

◆　県では令和６年度において、２法人に係る指定取消処分を行っている。最近、内部告発等が急増しており、その中で真実性が認められる重大なものについては、早期に運営指導等に入ることにしている。県としては、今後とも指定基準違反等がある場合には事実関係を正確に把握し、関係法令に基づき適切な措置を採っていく。

◆　また同様の事案が生じないよう、新規指定や変更届出等に関し慎重に審査するとともに、法人代表者、管理者等に対し法令を遵守しその責務を果たすよう、運営指導等を行っていく。

○行政処分について　行政処分の実施例①

1　サービスの種類　就労継続支援Ａ型及び就労継続支援Ｂ型
2　指定取消年月日　令和６年11月11日
3　指定取消の理由
⑴　県に無届で一方的に事業所を閉鎖したことに加え、引き続き障害福祉サービスの提供を希望する者に対し、必要な連絡調整その他の便宜の提供を行う等の事業者の責務を果たさなかった。（法第50条第１項第３号に該当）
⑵　沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第29号、以下、「県条例」という。）で定める人員に関する基準を満たさなくなった。（法第50条第１項第４号に該当）
⑶　県条例で定める設備に関する基準に従って適切な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなった。（法第50条第１項第５号に該当）
4　欠格事由該当者　法人代表１名

○行政処分について　行政処分の実施例②

1　サービスの種類　共同生活援助
2　指定取消年月日　令和７年５月31日

3　指定取消の理由
⑴　医療連携体制加算（Ⅶ）について、指定時から監査が実施されるまでの間、加算の要件を満たしていないにも関わらず、要件を満たしているものとして、利用者全員に対し当該加算の請求を行った。（法第50条第１項第６号に該当）
⑵　夜間支援等体制加算（Ⅰ）について、指定時から監査が実施されるまでの間、夜間支援従事者の支援の内容が加算の要件を満たしていないにも関わらず、要件を満たしているものとして、利用者全員に対し当該加算の請求を行った。また、夜間支援従事者の配置の実態が事業所全体で１名であったにも関わらず、複数名の配置があったとして、実態と異なる過度な給付費の請求を行った。（法第50条第１項第６号に該当）
⑶　指定時から監査が実施されるまでの間、世話人の配置の実態が人員基準を満たしていないにも関わらず、サービス提供職員欠如減算を適用することなく、人員基準を満たしているものとして、実態と異なる給付費の請求を行った。（法第50条第１項第６号に該当）
⑷　法第48条第１項に基づき関連書類の提出を命じたところ、これに従わなかった。（法第50条第１項第７号に該当）
⑸　法第48条第１項に基づき代表取締役の出頭を求めたところ、これに応じなかった。（法第50条第１項第８号に該当）
⑹　指定障害福祉サービス事業所指定申請において、人員基準を満たすことを装うため、指定日から勤務する見込みのない従業者を配置するとして虚偽の申請を行い、指定を受けた。（法第50条第１項第９号に該当）

4　欠格事由該当者　法人代表１名

5　経済上の措置
支給決定を行った関係市町村が精査したうえで不正に受け取った訓練等給付費を確定し、法第８条第２項の規定に基づき当該訓練等給付費に100分の40を乗じて得た額を加算して事業者から返還を求める。

(3)事業所の廃止・休止について

1　根拠法

障害者総合支援法第四十三条第四項、第四十六条第二項、児童福祉法第二十一条の五の十九第４項、第二十一条の五の二十一第四項

2　休止・廃止の手続き

沖縄県では、以下ページで事業者の事業の廃止・休止・再開の手続きを周知している。これらの手続きを行う場合には、根拠法令とともにその記載事項を遵守すること。

【指定障害福祉サービス事業者の事業廃止・休止・再開】

https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/shogaifukushi/1007022/1018792/1007023.html

3　特に留意すべき事項（法が根拠）

(1)廃止又は休止する日の1か月前までに届け出ること。
(2)利用者全員の引継ぎ先等が決まるまでは、廃止・休止届の受理ができないこと。

4　最近の不適切な事例等

(1)廃止届出をすることなく、事業所を閉鎖したもの（指定を取消し、法人代表を欠格事由該当者とした）。
(2)事業所廃止までの１か月の期間を置かずに、廃止届出を提出したもの。
(3)利用者全員の引継ぎ先等が決まっていないのに、廃止届出をしたもの。

5　留意事項

現にサービスを受けている者に対してその希望や意向等を聴取するため個々に面談、記録する等、障害者に対し責任ある対応を図り、異動先サービス及び事業所名等を記載したリストを作成する必要がある。その意向を十分聴取することなく、同一法人内の別サービスへの移行を促す等の対応とならないよう、留意すること。

(4)サービス管理責任者・児童発達支援管理者について

サービス管理責任者等として従事するための要件

● サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】　（平成31年度告示第109号）
児童福祉法【児童発達支援管理責任者】　（平成31年度告示第110号）

【１】 実務経験要件（配置に関する）

・条件により年限が異なる。（次スライド: 詳細は告示を参照。）
① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【２】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了
2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了
❖研修受講においても実務経験要件あり。

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。
3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数			特区※3（大阪・埼玉）		
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者	国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	（一）相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示ーイ(1)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上	3年以上		3年以上
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者　※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。						
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者						
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者						
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者						
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が１年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)２級以上(現：介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者						
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						
	（三）直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示ーイ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		5年以上	**8年以上**		3年以上	3年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者						
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者						
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者						
		e 特別支援学校等の従業者						
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)
(1)社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
(2)保育士、
(3)児童指導員任用資格者、
(4)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

※3 令和3年3月31廃止　一定の経過措置を設けた。

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数（下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が３年以上）		
			国家資格保有者※1	有資格者※３	それ以外の者
障害児者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示ーイ(1)(一)〕	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	３年以上		５年以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者　※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が１年以上である者 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導務 〔告示ーイ(1)(二)〕	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		５年以上	８年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

※１ 上記イの相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に５年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）

※２ 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

※３ 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
2) 保育士
3) 児童指導員任用資格者
4) 訪問介護員（ホームヘルパー）２級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者

サビ管・児発管の配置における注意

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者においては、制度の変更等による経過措置により、配置要件の緩和が可能な場合がありますが、各事業所においては以下に注意するようお願いします。（配置要件を満たしていない従業者をサビ管・児発管として配置している場合、報酬の大幅な減算の対象となることがあります）

①旧体系（H31.３月以前）の研修受講済みの方
令和６年３月31日までに更新研修を受講する必要があります。 （経過措置期限を過ぎても更新研修を受講できていない方については、**実践研修**を受講する必要があります。）

②実務経験を満たしたうえで、令和元～3年度の間に基礎研修受講済みの方
経過措置により、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間はサビ管・児発管として配置可能ですが、3年を経過するまでに実践研修を受講する必要があります。

③旧体系（H31.３月以前）の分野別研修　及び 新体系（H31.４月以降）の相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講済みの方
基礎研修修了者として扱われますので、実務要件を満たしたうえで実践研修を受講する必要があります。（実務要件を満たしている方については、②の経過措置が適用される）

上記は一例ですので、各事業所におかれましては、サビ管・児発管として配置している従業者が実務要件及び研修要件を満たしているのか今一度御確認いただきますようお願い致します。

（5）情報公表制度について

概要について

○　利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表することとなっております。

流れについて

1.沖縄県HPから法人及び事業所基本情報を電子申請にて県に提出し、ワムネットに事業所を登録する。

2.ワムネットにログインし、事業所詳細情報を入力し、入力内容を確認後、県に報告する。

3.県の承認後、報告内容がワムネットで公表されます。

※　事業所基本情報登録（事業所新規開設及びサービス追加含む）後は、変更がある場合は、2のワムネットの事業所詳細情報に反映し、報告ください。

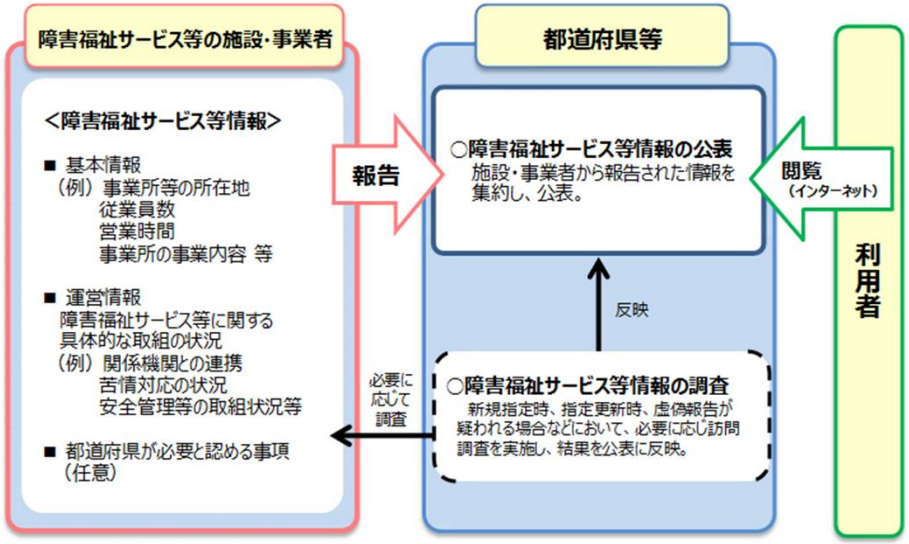

ワムネットの公表内容については、**少なくとも１年に１回**、変更がある場合は「変更内容」を、変更がない場合は「変更がない旨」を報告する必要があります。報告がない場合は、令和６年度からは「**指定更新**」の際に報告の有無を確認する他、「**情報公表未報告減算**」が算定される場合があります。

(6)補助事業の活用について

①障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業について

〇当該事業は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年11 月22 日閣議決定）に基づき、障害福祉サービス事業所等の事業継続を支援するため、エネルギー・食品等の物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業所等について、光熱費や燃料費等に対する支援金を支給するもの。　（別添資料参照）

〇補助対象経費は、障害福祉サービス事業者等における電気、エネルギー及び食料費等の高騰分（国、県及び市町村など他公的機関の補助金等の対象経費を除く。）であって、令和６年４月１日から令和７年３月31 日までに支払があったもの（水道代は除く。）とする予定。

〇県では、対象事業所に対する補助事業として実施することにしている。令和７年３月下旬から県障害福祉課ホームページで周知する予定であるので、確認をお願いしたい。

障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業

● 事業概要

障害福祉サービス事業所等の事業継続を支援するため、エネルギー・食品等の物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業所等について、光熱費や燃料費等に対する支援金を支給する。

１事業所あたり下記金額を上限に助成対象とする。

①入所系：短期入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練、施設入所支援、福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援

定員49人以下：84万円

定員50人以上：160万円

②通所系：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

一律　28万円

③訪問系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

一律　７万５千円

沖縄県内において、下記のサービスのいずれかを提供する施設又は事業所が対象となる。

○入所系
- 短期入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練、施設入所支援
- 福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援

○通所系
- 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
- 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

○訪問系
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護
- 自立生活援助、就労定着支援
- 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
- 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援

②障害福祉人材確保・職場環境改善等事業について

〇当該事業は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年11 月22 日閣議決定）に基づき、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し必要な経費を補助するもの。（別添資料参照）

〇補助対象経費は、各事業所の１か月（令和６年12月、令和７年１月、２月又は３月の任意の月）分の障害福祉サービス報酬額に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給する。標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員（常勤換算）１人当たり54,000円相当の交付金が交付される。

※各事業所の職場環境改善等の取組等に要した経費によっては、一律で１人あたり54,000 円の交付とはならない場合もある。

〇詳細については、令和７年３月下旬から県障害福祉課ホームページで周知する予定であるので、確認をお願いしたい。

【○障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（障害福祉人材確保・職場環境改善等事業）

令和6年度補正予算
・障害福祉全体（障害児（こども家庭庁分）含む） 343億円
・障害者のみ（厚労省分） 258億円

① 施策の概要

○ 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
○ 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

② 対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		

③ 施策の概要

・福祉・介護職員等処遇改善加算（※1）を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。

・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費（※2）に充てるほか、福祉・介護職員等（※3）の人件費に充てることを可能とする。

※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など

※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

■支給対象
（1）福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所

（2）以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

＜取組＞
福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う

※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。

こども家庭庁

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業

支援局 障害児支援課

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和６年度補正予算　84億円

事業の目的

- 障害児支援人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害児支援現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることで、職員の離職防止・職場定着を推進することが重要。
- これらを踏まえ、障害児支援人材確保・職場環境改善等を推進するための支援を実施する。

事業の概要

- 福祉・介護職員等処遇改善加算（※１）を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害児支援人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。
- 障害児支援事業所・施設において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費（※２）に充てるほか、福祉・介護職員等（※３）の人件費（一時金や臨時手当）に充てることも可能とする。

※１　福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。

※２　間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修等の経費　など

※３　当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

■支給対象

（１）福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所

（２）以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

<取組>

福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う

※　国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保
（国保連システム改修費及び国事務費については厚生労働省において計上）

(7)障害福祉サービス事業所等相談窓口の開設について

概　要

① 障害福祉サービス事業所は年々右肩上がりで増加していることや、３年に１度報酬改定があることから、障害福祉サービス事業所からの問い合わせが多く、県障害福祉課の電話が逼迫している状況にある。

② そのため、障害福祉サービス事業所からの質問・相談等に対し、迅速かつ適切に対応することを目的とし、令和７年４月から「障害福祉サービス事業所等相談窓口」を開設する。

③ 「障害福祉サービス事業所等相談窓口」に専門的知識を有する行政書士が常駐することで、障害福祉サービス事業所の困りごとに迅速かつ適切に対応することができ、障害福祉サービス事業所の業務負担軽減につながる。

※「障害福祉サービス事業所等相談窓口」の開設時期は令和７年４月中旬を予定。
問い合わせ先等については、令和７年４月上旬に県障害福祉課ホームページに掲載予定。

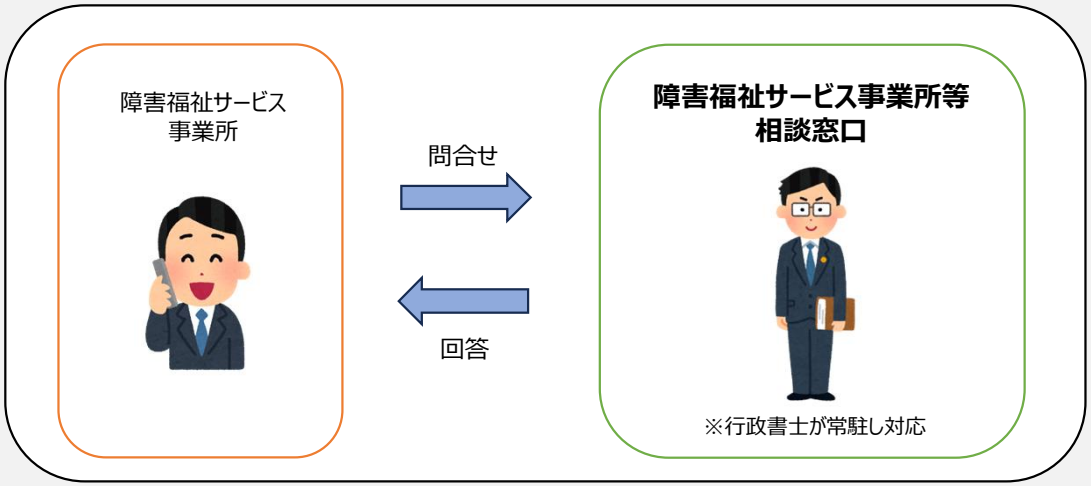

効　果

- ✓ 事業所の提出書類の修正が減ることによる業務負担の減
- ✓ 適正な報酬請求